

山梨県公報

第二千五百八十四号

平成二十八年

二月二十九日

月 曜 日

目 次

- 救急病院等の認定……………一〇九
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………一〇九
- 保安林の指定施設業要件の変更予定(二件)……………一〇九
- 道路の区域変更……………一一〇
- 建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定……………一一〇

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一一一
- 農用地利用配分計画の認可……………一一二
- 公共測量の終了……………一一三
- 開発行為に関する工事の完了について……………一一四
- 都市計画の変更図書の縦覧……………一一四
- 平成二十八年二級建築士試験の実施……………一一四
- 平成二十八年木造建築士試験の実施……………一一五

告 示

山梨県告示第六十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
社団医療法人峡南会 峡南病院	南巨摩郡富士川町鯉沢千八百六番地

二 認定期限

平成三十一年二月二十六日

山梨県告示第六十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 指定する区域 上野原市上野原字大塚九百四十四番二の一部
- 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

山梨県告示第六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設業要件を変更する予定である。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 指定施設業要件の変更に係る保安林の所在場所 都留市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、都留市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施設業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十五号